

令和5年度千葉県准看護師試験実施要項

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定に基づき、千葉県准看護師試験を次のとおり実施する。

- 1 試験日時** 令和6年2月4日(日曜日) 午後1時30分から午後4時
開場：午後0時30分(午後1時10分には着席のこと。)
- 2 試験会場** 千葉市美浜区若葉2-10-1 千葉県立保健医療大学幕張キャンパス
※試験会場への直接の問い合わせはしないこと。
- 3 試験方法** 筆記試験(マークシート解答方式)
出題数 150問
試験は日本語で行う。
- 4 試験科目** 人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、
保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、
母子看護、精神看護

5 受験資格

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和6年3月25日(月曜日)正午までに修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業証明書」という。)を提出できる者を含む。)
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和6年3月25日(月曜日)正午までに卒業証明書を提出できる者を含む。)
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和6年3月25日(月曜日)正午までに卒業証明書を提出できる者を含む。)
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和6年3月25日(月曜日)正午までに卒業証明書を提出できる者を含む。)
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和6年3月25日(月曜日)正午までに卒業証明書を提出できる者を含む。)

- (6)外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7)外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、千葉県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の出願書類を提出すること。

(1)受験願書

受験願書は「ちば電子申請サービス」内の専用フォームにて必要事項を入力し、申込完了後に作成される下記書類をA4サイズの紙に片面印刷設定で印刷出力（プリントアウト）すること。

※申込期間等は後記「9 受験願書の作成について」を参照すること。

※出力後の受験願書に署名する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期滞在者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

ア 令和5年度千葉県准看護師試験受験願書（入力した内容が印字されます。）

イ 令和5年度千葉県准看護師試験受験票（入力した内容が印字されます。）

ウ 令和5年度千葉県准看護師試験受験写真用台紙（入力した内容が印字されます。）

(2)資格証明書

ア 卒業(修業)証明書

(ア)令和6年3月に卒業（修業）見込みの者は、卒業（修業）見込み証明書を提出すること。なお、その者にあつては、令和6年3月25日（月曜日）正午までに卒業（修業）証明書を提出すること。

(イ)指定された日までに、卒業証明書の提出のない場合は、後記「12 合格発表」は無効とする。

イ 「5の受験資格(6)」に該当する者は、厚生労働大臣による看護師国家試験受験資格認定書の写し（原本を提示）を提出すること。

ウ 「5の受験資格(7)」に該当する者は、千葉県知事による准看護師試験受験資格認定書の写し（原本を提示）を提出すること。

(3)写真（縦6cm×横4cm）

ア 出願前6ヶ月以内に脱帽して上半身を正面から撮影したもので、その裏面に撮影年月日、氏名、性別、生年月日を記載すること。

イ 受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入する。

ウ 写真の提出にあたっては、卒業もしくは在籍している学校養成所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けるとともに写真に学校養成所の刻印（刻印の用意がない場合は学校印の押印）を受けること。

エ 卒業もしくは在籍している学校養成所において、確認及び刻印を受けることができない場合は、受験者本人が写真の提出時に千葉県健康福祉部医療整備課において、写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示及びそのコピーを提出し、受験者本人である確認を受けること。

(4) 返信用封筒 2部

いずれも、郵便番号、住所、あて先を明記し、「**簡易書留**」と朱書きする。

ア 個人で出願する場合

(ア) 受験票送付用 長形3号（縦23cm×横12cm）434円分の切手貼付

(イ) 試験結果送付用 角形2号（縦33cm×横24cm）470円分の切手貼付

※個人で出願する場合は、必ず個人あての返信用封筒を用意してください。（まとめて複数人への返信は行いません。）

イ 学校又は養成所を出願する場合（レターパック可）

(ア) 受験票送付用 角形2号（縦33cm×横24cm）受験票1枚5gとして相当額の切手（返信用封筒を含めた重量制料金＋簡易書留料金分の切手）を貼付

(イ) 試験結果送付用 角形2号（縦33cm×横24cm）結果票1枚8gとして相当額の切手（返信用封筒を含めた重量制料金＋簡易書留料金分の切手）を貼付

※イの場合で既卒者の受験を取り扱う場合は、(イ)については、在校生と既卒者別に送付用封筒を用意してください。（既卒者の場合は、試験合格後修了証確認を待たずに早急に送付が行えます。）

7 受験手数料 6,900円

千葉県収入証紙（収入印紙ではありません。）を受験願書に貼り納付すること。なお、受理後は、受験手数料は返還しない。千葉県収入証紙については千葉県ホームページを参照のこと。（<https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/shoushi>）

8 受験手続に関する注意事項

試験を受けようとする者は、次に掲げる優先受験申込枠又は一般受験申込枠に区別して手続きを行うこととします。後記「9 受験願書の作成について」における、優先受験申込枠又は一般受験申込枠とは本項の説明を指す。

(1) 優先受験申込枠

ア 千葉県内の准看護師養成所を卒業又は卒業見込みの者

イ 前記「5の受験資格(7)」に該当する者

(2) 一般受験申込枠

上記(1)優先受験申込枠に該当しない者

9 受験願書の作成について

受験願書は「ちば電子申請サービス」内の専用フォームにて作成を行うこと。優先受験申込枠又は一般受験申込枠で専用フォームが異なります。以下のとおり手続きを行うこと。

(1) 申込期間 令和5年10月20日（金曜日）午前10時00分から
11月17日（金曜日）午後11時59分まで

(2) 専用フォーム

ア 優先受験申込枠

専用フォーム名：「【優先受験申込枠】令和5年度千葉県准看護師試験願書作成フォーム」
URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=24018

イ 一般受験申込枠

専用フォーム名：「【一般受験申込枠】令和5年度千葉県准看護師試験願書作成フォーム」
URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=23599

(3) インターネット環境が整わない場合

インターネット環境が整わない場合は、千葉県庁に来庁して「ちば電子申請サービス」の操作を受け付けますので、医療整備課看護師確保推進室（電話 043-223-3885）まで、希望日の前日午後4時までに来庁の事前予約を必ず行い、来庁してください。都合によっては、希望日に沿えない場合があります。土、日、祝日は除く。

(4) 留意事項

- ・申込数が予定数量に達した場合は、申込期間内であっても申込を終了する。
- ・ちば電子申請サービスの申込内容に疑義が生じた場合は、職権により申請を取り下げることがあります。
- ・申込期間内に専用フォームで受験願書を作成したが、後記「10 出願書類受付期間」に記載の期間に願書提出がされなかった場合は、職権により申請を取り下げます。
- ・「ちば電子申請サービス」の操作方法は、「<千葉県准看護師試験願書作成フォーム> 申し込み方法」を参照すること。

10 出願書類受付期間

(1) 郵送の場合

受付期間 令和5年12月1日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
(簡易書留又は特定記録で送付のこと。)

(2) 持参（来庁）の場合

受付期間 令和5年10月23日（月曜日）から12月1日（金曜日）まで
時間は午前9時30分から正午、午後1時から午後4時まで
土、日、祝日は除く。

来庁予約 医療整備課看護師確保推進室（電話 043-223-3885）まで、希望日の前日午後4時までに来庁の事前予約を必ず行い、来庁してください。
都合によっては、希望日に沿えない場合があります。

(3) 留意事項

ア 卒業もしくは在籍している学校養成所において、写真の確認及び刻印を受けることができない場合は、受験者本人である確認を受けるため、身分証明書等とそのコピーを持参すること。

イ 「5の受験資格(6)(7)」に該当する者の出願書類の提出は、受験資格認定書の写し、在留カード(所持していない場合はパスポート)とそのコピーを持参すること。

11 **受験票の交付** 出願書類を受理したのち、令和6年1月下旬までに受験票を交付する。

12 **合格発表** 令和6年3月7日(木曜日) 午前10時
千葉県庁中庁舎1階ロビーに掲示 及び 千葉県ホームページに掲載
(<https://www.pref.chiba.lg.jp>)

13 試験結果の公開

個人情報の保護に関する法律第六十九条及び個人情報の保護に関する法律に基づき知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第3の9により試験結果の提供を行う。

(1) 公開内容 個人の総合得点及び科目別得点

(2) 公開方法 千葉県健康福祉部医療整備課において、受験票により本人であることを確認後、口頭により提供する。

(3) 公開期間 合格発表日から1か月間(土、日、祝日は除く)

(4) 公開時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(発表当日は午前11時から)

14 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能もしくは言語機能に障害を有する者又はその他配慮する事項がある者で受験を希望する者は、令和5年12月1日(金曜日)午後4時までに千葉県健康福祉部医療整備課に申し出ること。申し出た者については、別途配慮事項について確認し、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

(2) 災害等により試験日時や合格発表日等に変更が生じた場合は、千葉県ホームページに掲載する。

(3) 今後新たな新型コロナウイルス等の感染防止策等を講じる必要が生じたときは、適宜必要な対策を講じることとする。

15 出願書類の受付及び試験に関する問い合わせ先

千葉県健康福祉部 医療整備課 看護師確保推進室

郵便番号 260-8667

所在地 千葉市中央区市場町1番1号

電話番号 043-223-3885